

不要金属類売却仕様書

1. 件名 不要金属類売却
2. 目的 本件は下水道工事で発生した別紙「内訳明細書」の番号1～18までの不要な金属類（以下、「各売却物」という。）をそれぞれ売却するものである
3. 売却物 詳細は別紙「内訳明細書」のとおり
4. 契約方法 各売却物の単価契約
5. 搬出場所 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 4180 番地 阿田和クリーンセンター
6. 搬出期間 令和7年2月12日までに搬出場所から搬出すること。
7. 入札に関する事項
 - (1) 入札書には、搬出に要する諸経費を差し引いた各売却物の価額の合計を税抜きで記載すること。
 - (2) 別紙「内訳明細書」に各売却物の単価、売却価額、搬出に要する諸経費及びその合計額（税抜き）、計量場所等の必要事項を記載し、入札書に同封すること。
8. 売却価額の確定

南牟婁郡又は熊野市内にある計量器で各売却物の重量をそれぞれ計量し、契約した単価を乗じ、以下の要件に基づき売却価額を確定する。

 - (1) 計量器は計量法の規定を順守したものとし、買受人の負担により用意すること。
 - (2) 計量票の合計に小数点以下がある場合は、小数点第1位（以下、四捨五入）までとする。
 - (3) 買受人は、各売却物の重量の写真報告及び計量票の原本を計量後に提出すること。
 - (4) 売却価額に小数点以下がある場合、小数点以下は切捨てとする。
9. 特記事項

本件の各売却物は屋外保管のため、土の付着や錆の発生などがある。
また、対象の重量は計算による概算重量であり、実際の重量と異なる場合があることを承諾の上で価額を設定し、入札に参加すること。
なお、売却物の状況確認を希望する場合は、事前に確認日時を予約すること。（予約なしの確認は認めない。）